

●香川県監査委員公表第24号

平成27年7月2日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、監査の結果を次のとおり公表する。

平成27年8月21日

香川県監査委員	林	勲
同	大西	均
同	香川	芳文
同	高城	宗幸

第1 監査の請求

1 請求人

高松市 矢野 輝雄

2 請求書の提出

平成27年7月3日（請求書の日付は、同月2日）

3 請求の内容

（以下、原文に即して記載する。）

別紙事実証明書（①平成27年4月17日起案の支出命令書写し、②住民監査請求に係る請求人の陳述要旨（県議会議員の政務活動費の返還請求を怠る事実）と題する書面写し、③委託先、委託内容、記録時間、役務費（手数料）、データの提供方法等について記載した書面写し）の記載によると、香川県監査委員又は同事務局職員は、以下に述べる通り、必要もないのに、住民監査請求人の陳述の録音物の反訳を（株）大和速記情報センターに委託して役務費（手数料）として8,100円の公金を違法に支出した事実が認められる。本件違法な公金支出は、地方自治法第242条第1項に規定する違法な公金支出に該当するものである。

住民監査請求人の陳述は地方自治法第242条第6項による請求人の権利であるが、監査の実施に必要なことから監査委員はこの請求人の陳述を聴取する必要があるのである。本件の陳述についても事実証明書②記載の通り監査委員の林勲及び大西均の両名は陳述日に直接聴取しているのであるから何ら反訳の必要はないのである。

住民監査請求に係る陳述人の陳述内容自体が陳述人の著作物であるから、その陳述を録音するには陳述人の承諾を必要とするほか、反訳についても陳述人の承諾を必要とするのである。反訳自体は必須のものではなく、必要のないものなのである。本件の場合、陳述人から録音の承諾も反訳の承諾も得ているものと思われるが、監査を実施する監査委員自体が直接陳述人の陳述を聴取しているのであるから反訳は必要のないものなのである。反訳は陳述人の承諾のある場合は法律的には可能であるが、陳述は、本来、監査委員に聴取させるものであるから、本件の場合には前述した通り監査委員自身が陳述を直接聴取しているのであるから反訳の必要はないのである。若し仮に、監査委員が急病等で欠席した場合でも録音物を再生すれば済むことであって反訳は必要のないものなのである。反訳の前提となる録音自体が陳述人の意思によって決定するものであるから、録音物の存在を前提とした反訳そのものが必須のものではなく必要のないものなのである。

よって、本件請求人は、香川県監査委員が、上記の反訳に係る違法な公金支出について責任を有する者に対して、損害の補填を求めるほか、懲戒処分その他の必要な措置をとるよう香川県知事に対して勧告することを求める。

(別紙事実証明書省略)

第2 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成27年7月13日にこれを受理した。

第3 個別外部監査契約に基づく監査の求めについての判断

1 個別外部監査契約に基づく監査の請求

請求人は、「住民監査請求の分野においては、従来の監査委員の制度は、全く機能しておらず、信用できないので、個別外部監査契約に基づく監査を求める必要がある。」として、個別外部監査契約に基づく監査を求めている。

2 個別外部監査契約に基づく監査に付さなかった理由

外部監査制度が設けられた趣旨は、地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者による外部監査を導入することにより、当該団体における監査制度の独立性と専門性を一層充実するとともに、地方公共団体における監査機能に対する住民の信頼を高めることにあるが、この制度は監査委員制度と相反するものではなく、地方公共団体の行政の適正な運営の確保という共通の目的に資する制度であり、両者が相互に機能を発揮することによって地方公共団体の監査機能の全体が充実することが期待されているものである。

本件請求は、陳述聴取記録作成業務手数料の支出（以下「本件支出」という。）に関するものであり、その財務会計上の違法性等についての判断を行うに当たって、特に監査委員の監査に代えて外部の者による判断を必要とし、あるいは、特に専門的な知識や判断等を必要とする事案ではないと考えられることから、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を実施することが相当であるものとは認められない。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

上記請求の内容において、事実証明書に示された本件支出を監査対象事項とした。

2 監査対象部局

監査委員事務局

3 請求人による証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成27年7月23日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、請求人からはこれを行わない旨の意思表示がなされた。

第5 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により、次のとおり決定した。

本件請求は、理由がないものと認め、棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

関係書類等を調査するとともに、監査委員事務局職員から事情を聴取して、次の事項を確認した。

(1) 住民監査請求人の意見陳述について

監査委員は、住民監査請求があった場合において監査を行うに当たっては、地方自治法第242条第6項の規定により、請求人に陳述の機会を与えなければならないとされている。これは、住民監査請求書だけでは十分に意を尽くしていないところを請求人に陳述させ、請求の要

旨を補充させる趣旨から、監査手続の一環として設けられているものである。

陳述の機会付与の具体的な方法については、香川県では、「住民監査請求に係る監査に伴う証拠の提出及び陳述の聴取の取扱基準」に定めるほか、監査委員の判断に委ねられている。

(2) 本件支出の経緯等

平成27年2月17日付け住民監査請求（以下「2月17日請求」という。）に係る監査において、監査委員は、同年3月30日に請求人の陳述を聴取した。その際、ICレコーダーを用いて監査委員事務局職員に請求人の陳述内容を録音させた。

監査委員事務局長は、当該録音データを反訳するため、平成27年4月3日に、株式会社大和速記情報センター関西営業所と、陳述聴取記録作成業務（録音デジタル音源（MP3）の反訳業務）を内容とし、委託金額を8,100円、委託期間を平成27年4月3日から同月10日までとする業務委託契約を締結した。

当該契約の締結に当たっては、監査委員事務局長の決裁が行われるとともに、その支出に当たっては、監査委員事務局長の決裁を経て、出納局において審査が行われ適正なものと判断された上で、平成27年5月15日に本件支出がなされた。

なお、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第3条第1項により、これら契約締結等の権限は、監査委員事務局長に委任されている。

(3) 録音及びその反訳を行った理由

請求人の陳述内容は、監査を行う上で重要なものであり、適正に監査を行うためには、その陳述内容を正確に記録しておく必要があることから、録音を行ったものである。また、監査に当たり、陳述の内容を確認する際、録音を繰り返し再生して聞くことは、極めて非効率であり、陳述聴取記録として書面にしておく必要があったため、その反訳を行ったものである。

(4) 反訳業務を業者に委託した理由

住民監査請求があった場合、監査については、地方自治法第242条第5項の規定により、請求があった日から60日以内にこれを行わなければならないとされている。

2月17日請求については、平成27年3月30日に請求人の陳述を聴取したが、監査期限が同年5月8日と迫っている中で、請求人の陳述内容を監査に反映させるためには、一刻も早くその陳述記録をまとめる必要があった。しかしながら、陳述の反訳作業を監査委員事務局職員が行った場合、相当の時間と労力を要することになり、円滑な監査の実施のためには、短い納期で対応が可能な専門業者に反訳業務を委託することが最適であると判断したものである。

(5) 反訳業務の委託先業者の選定

業者の選定に当たっては、県における反訳業務の受託実績又は入札指名実績があり、かつ、当該業務を円滑に行うことができると認められた3業者から金額及び納期を聴取した。その結果、県にとって最も有利と認められた株式会社大和速記情報センター関西営業所を委託先業者に決定したものである。

2 監査委員の判断

(1) 本件支出の違法性又は不当性について

ア 住民監査請求人の陳述の録音及び反訳について

住民監査請求における請求人の陳述の録音等について特に定められているものはないが、民事訴訟規則（平成8年最高裁判所規則第5号）では、口頭弁論における陳述の録音について、同規則第76条において、「裁判所は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職

権で、録音装置を使用して口頭弁論における陳述の全部又は一部を録取させることができる。この場合において、裁判所が相当と認めるときは、録音テープを反訳した調書を作成しなければならない。」と定めている。

住民監査請求の監査においても、監査委員が請求人の主張を十分に吟味し、適正な監査結果を導き出すためには、請求人の陳述内容を正確に把握する必要があることや、監査結果においては請求人の主張も記載することになるが、そのためには、それを正確に記録する必要があることから、録音やその反訳については、監査委員の職権で行うことが認められていると解することができる。

陳述の録音の反訳について、本件請求人は、陳述人の承諾を必要とするものであること、監査委員が直接聴取していること、録音物を再生すれば済むことなどを理由に必要なものであると主張するが、前述したように、陳述の録音やその反訳は監査委員が職権で行い得ることに加え、監査を行う上で、複数の監査委員が共通の認識を持っておく必要があることや、何度も繰り返し録音を聞きながら監査を行うのは時間を要し現実的ではないことから、適正かつ円滑に監査を行うために陳述内容を紙媒体に記録として残す必要性は当然に認められるといえる。

イ 業者への委託について

住民監査請求においては、その監査期間が60日以内と定められている。2月17日請求においては、陳述の聴取から監査期限までにあまり日程の余裕がなく、速やかに陳述の録音を反訳する必要があったと認められる。こうした状況の中、監査委員事務局職員が反訳をした場合、30分程度の陳述の反訳であっても相当の時間と労力を要することが予測された。また、手数料は8,100円であり、費用対効果の点からも専門業者に委託することが不相当であったとはいえない。

本件契約に定める手数料の額は、業務遂行能力のある複数の業者を比較検討した上で決定されたものであり、適正かつ妥当なものと認められる。また、本件支出は、所定の手続により権限のある者の決裁を経て適正に支出されている。

以上のことから、本件支出は、地方自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出に該当するものとは認められない。

(2) 監査の対象外

地方自治法第242条第1項の規定により、住民監査請求において当該地方公共団体の住民が求めることができる措置は、違法若しくは不当な財務会計上の行為を防止し、若しくは是正し、若しくは財産の管理を怠る事実等を改め、又は当該地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置であるところ、請求人の求める懲戒処分については、財務会計上必要な措置とは認められないことから、監査の対象外とした。

以上のことから、「監査委員が、上記の反訳に係る違法な公金支出について責任を有する者に対して、損害の補填を求めるほか、懲戒処分その他の必要な措置をとるよう知事に対して勧告することを求める。」という請求人の主張には理由がないものと判断する。